

第 18 回 臨床研究部会	参考資料3
令和2年6月 19 日	

厚生科学審議会臨床研究部会において受ける報告について（令和2年2月20日臨床研究部会長決定）

標記について、厚生科学審議会臨床研究部会運営細則（平成29年8月2日臨床研究部会長決定）第9条の規定に基づき、以下のとおり定める。

臨床研究部会（以下「部会」という。）において報告を受ける場合には、各委員が書面による報告を受けた後、部会長の判断により、当該報告をもって部会が報告を受けたものとすることができる。